

．法令解釈指針・事例

2．個人情報取扱事業者の義務等

(5) 保有個人データに関する事項の公表、保有個人データの開示・訂正・利用停止等（法第24条～第30条関連）

3) 保有個人データの訂正等（法第26条関連）

法第26条第1項

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

法第26条第2項

個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

個人情報取扱事業者は、本人から、保有個人データに誤りがあり、事実でないという理由によって訂正等を求められた場合には、原則¹として、訂正等²を行い、訂正等を行った場合には、その内容を本人に対し、遅滞なく通知しなければならない（1. (4) 電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについての場合を除く。）

なお、他の法令の規定により特別の手續が定められている場合には、当該特別の手續が優先されることとなる。

1「原則」…利用目的から見て訂正等が必要ではない場合や誤りである旨の指摘が正しくない場合には、訂正等を行う必要はない。ただし、その場合には、遅滞なく、訂正等を行わない旨を本人に通知³しなければならない。

2「訂正等」とは、保有個人データの内容の訂正、追加又は削除をいう。

3「本人に通知」については、1.(7)参照。

【訂正を行う必要がない事例】

事例) 訂正等の対象が事実でなく評価に関する情報である場合